

コロナワクチン後遺症・コロナ後遺症 の生活の状況

— インタビュー調査を通じて — *

Life after Corona Vaccine and Infection Aftereffects: Interview Survey

安 岡 匡 也**

This survey examines the actual life conditions of persons who became ill for long periods after receiving the corona vaccine (hereinafter, corona vaccine aftereffects) and persons who became ill for long periods after coronavirus infection (hereinafter, corona infection aftereffects). Specifically, we conducted interviews of people reporting such aftereffects. The surveys examined what symptoms they experienced, aspects of their daily life, whether they were able to work, and what public and private systems were used. Results of the interview survey revealed several difficulties, such as situations in which these public and private systems were unavailable even if they were sought.

Masaya Yasuoka

JEL : I10, I38

キーワード : コロナ後遺症、コロナワクチン後遺症、社会保障制度

Keywords : corona vaccine aftereffects, COVID-19 aftereffects, social security system

* 本稿の作成に当たり、インタビューにご協力頂きました方々に改めて感謝申し上げます。しかしながら、有り得べき誤謬は全て筆者の責に帰すものである。

** 関西学院大学経済学部教授

1. はじめに

2020 年より始まった新型コロナウイルス感染拡大は経済活動の制約や医療ひっ迫など多くの混乱、そして、人々の生活に多大な影響を与えた。2023 年 5 月において新型コロナウイルスは 5 類感染症に移行となった。¹⁾ この原稿を書いている段階では旅行などの往来について制約は無くなり、現に街中は賑わいを取り戻しているように見える。しかしながら、いわゆるコロナ禍は終わったと考えられがちであるが、現在においても、コロナウイルス関連で苦しんでいる人がいるのも事実である。コロナワクチンを打って、長期間にわたって体調不良が続く人がいる。このようなワクチンを接種後に長期的な体調不良に陥っている状態をここではワクチン後遺症と呼ぶことにする。²⁾ また、コロナウイルスに感染してその後、長期的な体調不良に陥る人もおり、それはコロナ後遺症と言われるものである。³⁾ 本稿は、実態調査として、コロナワクチン後遺症の人とコロナ後遺症の人に対してインタビューを行い、その内容をまとめたものである。特に、どのような症状で苦しみ、そして、利用できる公的制度はどのようなものがあるのか、逆に、利用したくても利用できない公的制度はどのようなものがあるのかなどを中心にインタビューの内容をまとめた。インタビューを通じて実態を知ること、社会保障制度による保障が十分に受けられていない実態なども明らかとなった。

本稿の構成は次の通りである。2 節ではコロナワクチン後遺症のインタビュー調査として 6 人の方にご協力頂き、それぞれインタビュー内容をまとめたものである。3 節ではコロナ後遺症のインタビュー調査として 1 人の方にご協力頂き、インタビュー内容をまとめたものである。4 節はまとめである。

-
- 1) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後の対応について」参照。
 - 2) ワクチン後遺症の表現についてであるが、例えばサンテレビの報道においてはワクチン後遺症として説明されている。(サンテレビニュース「『ワクチン後遺症』の記事一覧 (3 件)」参照)。
また厚生労働省「新型コロナワクチン Q&A」では「ワクチン接種後に遷延する症状 (いわゆる後遺症)」と示されている。
 - 3) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状 (いわゆる後遺症) に関する Q&A」において説明されている。

2. コロナワクチン後遺症

ケース 1

30代男性。インタビュー当時は休職中である。接種後の症状の推移は次の通りである。

2021年9月にファイザーのコロナワクチン接種1回目。2日間、38度の熱、そして強い頭痛が現れる。その後、朝起きたら経験のない後頭部痛に襲われ、また過換気症候群などにも襲われ、救急搬送。心電図など検査を行うも異常なしとされる。その後、現在まで続く症状は次の通りである。

- ・体幹機能障害、起立不耐症といった10分も立ってられない状況
- ・不定愁訴（イライラ、めまい、息切れ、焦燥感、ブレインフォグなど）
- ・体温調節ができない
- ・聴覚過敏

など

他にも様々な症状が現在まで続いており、仕事ができない状態となった。また、このような症状のために、日常生活も困難であり、家事については30分続けてはできず、近所の病院への通院も難しい状況であり、ひとりでの外出も困難な状況である。また、認知機能についても悪化が見られ、具体的にはマルチタスクが無理、記憶が飛んで分からなくなるといった症状がある。

現在、利用している制度としては傷病手当金がある。傷病手当金とは公的医療保険における給付の仕組みであり、病気などで休職する場合に一定の給付を一定期間支給するというものである。⁴⁾ この手当は休職などにより就労で収入を得られない場合の生活を支えるもので非常に重要なものであると考えられ

4) 全国健康保険協会（協会けんぽ）「病気やケガで会社を休んだとき（傷病手当金）」によれば、支給を開始した日から通算して1年6ヵ月となっている。支給金額については、支給開始日以前の12ヵ月の各月の標準報酬月額を合算して平均額を月額の平均値を算出し、その算出された月額に2/3を掛けた値が支給金額である。なお、標準報酬月額とは毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものであり、健康保険は第1級（5.8万円）～第50級（139万円）の全50等級に区分されている。

る。しかしながら、この傷病手当金だけでは十分な生活が賄えるものではない。実際に所得が減少したためにこれまで住んでいた賃貸住宅の家賃負担が大きいため、より家賃が安い賃貸住宅への転居を検討しているとのことである。

そして、医療費の負担については自立支援医療制度を利用している。自立支援医療制度の利用により、公的医療保険の自己負担の金額が 3 割負担であったものが 1 割になるというものである。⁵⁾ しかしながら、この自立支援医療制度は医療の内容が限られるため、すべての医療に適用されるわけではない。実際、このインタビューを受けた方は月に 2~3 件の通院であり、移動に 2~3 万円、漢方による治療で 1.5 万円、検査で 4~5 万円かかっているのである。介護保険を利用することもできないが、公共交通機関での通院も難しいため、福祉有償運送によるサービスを使って通院している。⁶⁾ これはホームページでも紹介されているように一般の公共交通機関を利用するのが難しい人向けにサービスが供給されているのである。代金はタクシーの 1/2 程度であり、30 キロ、5 時間で 1 万円程度の費用負担である。30 キロの道のりであるが、往復の時間だけでなく、病院での待機時間なども込みとなると 5 時間はかかるケースは十分にある。

そして、精神疾患により自立支援医療制度を利用し、障害福祉サービスの障害支援区分 4 が認定されている。⁷⁾ 実際に障害福祉サービスを使って、居宅介護や身の回りの世話を受けている状況である。なお、障害者福祉サービスは原則として、サービス利用料の 1 割の自己負担が発生する。⁸⁾ また後に、身体障害者手帳 3 級（体幹機能障害）を取得している。⁹⁾ このインタビューの人は

5) 厚生労働省「自立支援医療制度の概要」によれば、通院による精神医療を継続的に有する者などが利用できる仕組みであり、自己負担の金額が 1 割に軽減されるものである。

6) 神戸市「福祉有償運送」参照。

7) 青森県「障害支援区分について」では、「障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ」と説明されている。すなわち、障害支援区分によって利用できる障害者福祉サービスが異なるものと考えられる。

8) 詳細は神戸市「障害福祉サービスの利用負担」参照。

9) 大阪市「身体障がい者手帳」では、「身体に障がいのある方が、医療の給付、補装具費の支給など、各種の福祉サービスを受けるために必要な証票として、申請にもとづき交付」と説明されている。

ランティアサービスも利用して日々の生活を送っている状況である。

今後についてであるが、傷病手当金は支給期間に限りがあるため、給付を受け続けられるものではない。従って、今後、就労することが難しい状況となれば、傷病手当金の支給もなくなり、生活に困ることとなる。インタビューの人は現在、障害年金を申請している。公的年金制度には老齢年金だけではなく、一定の障害状況となった場合に、公的年金から障害基礎年金と障害厚生年金を受給することができる。¹⁰⁾ しかしながら、この障害年金を申請するためにはハードルがある。病態を示す事が難しい為、医師の理解がなかなか得られず診断書を書いてもらう事ができない現状があったり、その手続きや書類作成も複雑であったりと、この病態を伴った状態で取り進める事は非常に困難である。障害年金での基準に合わなければ、障害年金が認定されない、または認定されたとしても金額的に十分ではない等級での認定となってしまう。

ケース 2

40代女性。2021年5月にファイザーのコロナワクチン接種の後、下記の症状が出て、現在まで苦しんでいる状況である。

- ・酸素飽和度には異常がないものの息苦しい。心臓が悪いのではないかと調べて調べるも異常なし
- ・頭痛
- ・味覚障害。最近では、徐々に食べられるものが増えてきた。食べることができるものはポテトチップスやパン、ヨーグルトなど、しかし、吐くことも多い。味覚障害を調べる方法はあるものの、治療法はないと医師より告げられる。
- ・慢性疲労症候群
- ・血小板が少なくなった（特発性血小板減少性紫斑病, ITP）。出血しやすい症状があり、薬が必要（この症状は2回目接種からである。）

医療従事者であり、接種も早かっただけに、早い段階でワクチンの健康被

10) 日本年金機構「障害年金」参照。

害を受けることとなった。ワクチンの接種自体がまだ一般的に広がっていない段階で、ワクチンの健康被害もほとんど起きていない中、ワクチンを打って健康被害を受けたということを様々な医療機関などで訴えることはかなり大変だったであろうことは容易に想像できる。慢性疲労症候群とはひどい倦怠感などを伴うものである。また、味覚障害で食事が難しい状況であるにも関わらず、点滴の際におけるポートの感染が起きたために、点滴を入れられない状況である。¹¹⁾

医療費負担についてであるが、血小板の病気については特定疾患と扱われ、この病気に対する医療費は月額上限 6660 円である。訪問診療の費用もこの中に含まれる。しかし、この特定疾患以外の病気で治療を受ける場合、医療費は別途負担する必要がある。ただ、精神科への通院については自立支援医療制度を利用することによって、医療費の自己負担は 1 割負担となっている。公的医療保険における自己負担は 3 割負担である。

なお、4月に退職しており、その後は派遣会社に登録し、派遣看護師として働く予定であった。医療従事者である。しかしながら、接種時においては既に退職していたため、病院には何も言えず、傷病手当金の支給を受けられていない状況である。¹²⁾

ワクチンで健康を害した場合に健康被害救済制度を利用して医療費負担などを請求できる仕組みがある。¹³⁾ 現在、健康被害救済制度を申請済みである。ワクチンによって健康を害しており、特発性血小板減少性紫斑病 (ITP)

11) CV ポートとは、皮膚の下に埋め込んで薬剤を投与するために使用するものである。(医療法人財団 明理会 東戸塚記念病院「CV ポート・PICC とは」参照。)

12) 全国健康保険協会 (協会けんぽ)「傷病手当金について」によれば、退職後において傷病手当金の支給を受けるためには、

- ・被保険者の資格喪失をした日の前日 (退職日) までに継続して 1 年以上の被保険者期間 (健康保険任意継続の被保険者期間を除く) があること。
 - ・資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること。
- が必要である。

13) 厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」によると、「予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき」に給付が行われるものである。給付の種類は、医療費だけでなく死亡一時金や障害年金なども含まれる。

の病名で申請した。しかし、市を通じて申請したにも関わらず、6ヵ月経って確認した所、その申請書類は県で止まっている状況であり、国への提出がまだなされていない状況であった。¹⁴⁾ しかしながら、医療従事者であり、接種も早めの段階であったことから、市内では最も提出が早かったのである。それでもまだ審査が進んでいないのである。なお、インタビューの人が住む市ではまだ認定者はいない。また、健康被害救済制度に基づいて障害年金も併せて申請中である。

公的年金制度における給付として障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金）が存在する。この場合、窓口は日本年金機構の事務所になり、自身でも公的年金制度の障害年金を自分で書類を作成し特発性血小板減少性紫斑病として申請したが、一度否認されているのである。今、慢性疲労症候群として、再度、社会保険労務士に依頼して、申請手続きを進めている所である。なお、障害年金の書類の作成の前に、年金事務所で相談の予約が必要であったが、その予約がなかなか取れないことや、本人の代わりに親族が行っても委任状が必要だったということもインタビューから知ることができた。

インタビューの人は現在、うつ病として精神障害者手帳を取得し、県の政策によって、医療費は無料、また移動の際のタクシーの補助を受けることができている。元々、うつ病ではなかったが、ワクチンを打ってワクチン後遺症となり、長期的な体調不良の結果、うつ病に至ってしまったのである。なお、通院についてはタクシーの他、ご家族の方による車で送迎により可能となっている。しかし、遠い病院に行きたいけれども、家族への負担をかけることもできないと考え、なかなか思うように病院に行ってお診できる状況ではない。また、病院で座って待っていることも辛く、横になって診察を待つ状況である。このように、病院に行くのも一苦勞である。実際、筆者はワクチンを打ってワクチン後遺症となった人々と実際に話をしたが、寝たきり、またはほぼ家の中

14) Yahoo!ニュース「新型コロナワクチン健康被害 過去45年間全てのワクチン被害認定件数を超える/兵庫県」では、新型コロナワクチンの健康被害の認定件数は3586件（2023年7月31日現在）、現在、4176件が審議すらされていない状態であると説明されている。さらに、また、この認定件数はおよそ45年間の全てのワクチンの認定件数を上回っている状況である。

でしか過ごせないといった人々がいるのである。となると、病院に行くことができないので、在宅診療を受けるという選択肢が考えられるが、公的医療保険を適用する場合は一定の条件が必要であり、容易に在宅診療にアクセスできる仕組みを整える必要があると考えられる。¹⁵⁾

また、インタビューの人は入院経験もあるが、入院しても急性期病院ではすぐに退院となってしまうということである。かといって、慢性期病院は高齢者をはじめとして入院患者が多く、入院が難しい状況であるとのことであった。ワクチン後遺症によって、自宅での生活がままならない人も多いと考えられる。そのような人々が入院できるように仕組みを整えていくことが必要であろう。

最後にインタビューの人は子どもの母でもあり、ワクチンによって健康を害する前までは積極的に育児に関わっていた。しかしながら、ワクチンによる健康被害を受けて、育児に関わるのが難しい状況となっている。例えば、幼稚園の送り迎えなど、外に出て歩くような状況も出てくるが、そのような事ができない状況である。ワクチンによる健康被害については、ワクチンの健康被害救済制度による金銭的な給付だけでなく、現在、その健康被害によって、思うように子育てができない親に代わって子育てができるような仕組みもまた必要ではないかと考えられる。

ケース 3

30代女性。2021年6月にモデルナのコロナワクチンを接種。直後にアナフィラキシー症状が出て入院となる。その後、呼吸困難や歩行困難など様々な症状に襲われ、東京で仕事をしていたのだが、契約を終了後、実家に帰り、現在療養中である。現在は主に慢性疲労性症候群の治療のために通院する生活を送っている。ご飯を食べると体調が悪くなる。歯も磨けない時もある。外で歩くのも辛く、車いすでの移動である。

実家に戻った当時においては、傷病手当金ではなく、雇用保険の求職者給付を月20万円の給付を受け取って生活していた。当時は求職者給付をもらえる

15) ファストドクター「在宅診療（往診・訪問診療）の保険費用について解説」参照。

状況であった（給付は2022年8月まで）。なお、職業訓練校に通うと追加で雇用保険からの給付を受け取ることができるが、現在の体調では学校に通えないため、給付の延長をしている状況である。給付の延長により、3年まで休むことができるが、医師の診断書が必要である。治ったら、職業訓練校へ行く予定である。

元々、ADHD（注意欠如・多動症）にて障害者手帳を取得していた。そして、ワクチンで体調を崩してから、ADHDで障害年金の受給申請をし、3級として認定され、申請時にさかのぼって100万円の給付を受け、その後、1年を通じて70万円の給付を受ける状況となった（給付は2023年6月からである）。しかし、慢性疲労性症候群となり、障害年金1級が認められ給付を受けている状況である。

ワクチン後遺症の治療の一部の薬は自立支援医療制度の対象となっており、同居する親の扶養の関係で医療費負担はない状況である。しかしながら、ワクチン後遺症として治療している慢性疲労性症候群については自由診療となっているため、保険診療と異なり、全額自己負担となっているのである。さらに諸制度の手続きを進めるためのカルテや診断書の発行手数料も自己負担である。このような多額な医療費については主に障害年金で賄っているが、障害年金の受給前は貯蓄の取り崩しで賄っていた。なお、毎月の医療費負担は、点滴、病院の窓口で購入するサプリメントや自分で行っているお灸などを合わせて7万円ほどである。

様々な支援を受けるため慢性疲労症候群で障害者手帳の交付を受けたいため、2年前から申請しているが、指定医ではないため対応できないという回答を受け、なかなか受けられない状況である。手帳の取得のために指定医による対応をお願いしたいが、そのような指定医は一部であること、また通院などの距離などを考えるとなかなか難しい状況である。障害者手帳があれば例えば、電動車いすを安くレンタルできるなどの支援を受けられるのである。今の車いすでの移動は誰か人に押してもらわないといけませんが、電動車いすならば、短時間に限り一人で移動できる状況である。

しかしながら、障害者手帳による支援ではなく、障害支援区分による支援を

受けることをインタビューの人は検討している。障害支援区分による支援で介護などを受けることができるのである。しかしながら、通院は公共交通機関+車いすで 2 時間ほどの病院に通っており、通院が難しい状況である。現在は、親に車を運転してもらい、病院まで 1 時間ほどの時間で寝転がって移動ができるので、その状況が変わってしまうと通院が難しいのである。日本には公的介護保険制度があるものの、基本的には若年世代には支給されるものではないため、介護保険は利用できない状況である。若年世代にとっても介護保険が利用できるものであれば、現在の状況はもう少し改善できるのかもしれない。

最後にワクチンの健康被害救済制度について説明したい。インタビューを受けた人は、ワクチン接種時、東京に住んでおり、その後、東京で診察を受けていた。しかし、現在は東京から離れている。東京で診察を受けていた分については、実家から遠いため、カルテなどを取りに行くのが難しい。半年くらい交渉して郵送対応をしてもらえたとのことである。しかしながら、その際に必要な文書料も複数の病院に行ったために 8 万円くらいかかった。これは自己負担である。このような自己負担の存在のために、たとえ申請に必要なカルテなどが必要であったとしても、実際にかかった医療費よりも発行手数料の方が大きくなるから、申請を諦めた病院もある。健康被害救済制度を通じて障害年金も申請している。公的年金制度が用意している障害年金以外にも健康被害救済制度が用意している障害年金もあるのだ。障害年金のハードルはかなり高いのではないかということであった。現在までに健康被害救済制度の申請の結果はまだ本人には伝えられていない。

ケース 4

50 代女性。医療従事者であった。2021 年 6 月にファイザーのコロナワクチンを接種。接種して、体調を崩した人は周りにおらず、自身も医療従事者ということもあり、接種をしようと考えた。それは、接種は本人の自由と言えども、医療従事者であるから接種すべきという圧力を感じたからである。接種後、5 秒で倒れる。急性アレルギー症状ということであった。接種後、様々な体調不良に陥る。病院は寝てタクシーで移動し、病院に到着したら、ストレッチャー

で移動する状態であった。座位が難しいために車椅子での移動も無理である。そのため、公共交通機関を使った移動はとても無理な状態であった。血の気が引いてしまう感じで、5秒も立つことができない状態であった。食事も寝ながらとる状態であった。視界の異常感もあった。見た感じでは悪いようには見えず、精神科での受診を勧められたりすることもあった。バイク乗りであったのにもう乗れないと思い、バイクは処分した。

現在、症状は回復してきており、座位もだいぶ保てるようになったが、病院の診察では座って待ち続けることはできない状態であり、2週間に1回の頻度で訪問診療による定期的な診察を受けている。なお、主治医より外出禁止が出ている。

予防接種の健康被害救済制度は申請中である。医療費に加え、障害年金の両方を申請中である。体調が悪い時の申請に際する書類集め及び書類収集は本人にとって、とても無理な状況であった。インタビューの人は、母親に協力してもらうことで、申請にたどり着いたのである。手続きのためにワクチン接種をした市町村の役所へ行った。倒れた時の救護室の記録請求を本人が行わなければならない、運ばれた救急外来のカルテ請求も本人限定で郵送対応は無理という状況であった。体調が絶不調の中、役所の方もワクチンの健康被害救済制度の申請に慣れておらず、電話で聞きながらの対応のため、その対応の待ち時間が長く、待っている間は寝て待っているという状態であった。当初、健康被害救済制度に申請したくても、医師からはそのようなものを申請しても、通るかどうかわからないといったネガティブな反応であったが、急性アレルギー反応などとして申請した。

なお、インタビューの人は、接種後、休職の後、退職した。生活費については工面する必要はあったが、コロナワクチン接種直前に子どもが社会人となり、自身ひとりで生活する状態であり、子どもの教育費負担などはなかった。もし、子どもがお金のかかる時期と重なっていたら、子どもへの教育費などにも影響していたと考えられる。休職、そして退職後は傷病手当金の受給によって生活費を賄っていた。¹⁶⁾ ワクチン接種による健康被害は医療従事者のよう

16) 傷病手当金は脚注4にもあるように、標準報酬月額を合算して平均額を月額の平均値を算出し、その平均月額に2/3を掛けた金額の支給を受けられるというものである。

な接種の必要性が考えられる状況においても労災の対象とはならないということである。

インタビューの人は、公的年金制度における障害年金を申請し、受給に至っている。障害年金 2 級であり、障害基礎年金と障害厚生年金を受給している。¹⁷⁾ 加えて、保険会社の就業不能保険にも加入しており、その保険給付も受けている。傷病手当金がもらえる間は賃金額の 1/3、1 年半経って、傷病手当金の支給期間が切れてしまったら、最悪これくらいあったら生活できるかなという額に保険に入る時に自分でカスタマイズした保険を現在受給中で 65 歳まで受け取れるようにしている。

実際にワクチン後遺症に苦しむ人がどのような支援を望んでいるかとか、どのような問題で困っているのか調査をすべきではないかとインタビューの人は考えている。¹⁸⁾ 政府による調査が行われているとしても、実際にインタビューの人に対する調査は行われていない。また、調査についても様々調査をするべきであると考えている。まずは、なかなか適切な医療にたどり着けないこと。そして、保険診療だけでなく自由診療による医療サービスを受けることでの金銭的負担が大きいこと。そして、ワクチン接種により体調を崩し、日常生活の介護が必要であったとしても公的介護保険を利用できないこと。体調不良が長引けば、傷病手当金の支給期間も過ぎてしまい、生活に困る状況が出て、最終的には生活保護制度の利用をせざるを得ないこと。症状に対する調査だけでなく、生活費の問題など経済的な問題などにも踏み込んで調査を行うことで、ワクチン後遺症当事者が少しでも生活しやすくなるように制度を整えてほしいと考えている。

17) 日本年金機構「障害年金の制度」に詳細の説明がされている。障害年金は障害の程度によって、受給できる金額が異なる。また、障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金があり、それぞれの年金から給付を受けることができる。ただし、障害の程度が 3 級の場合は、障害厚生年金のみの給付である。また、障害認定日において一定の障害の程度に該当している必要がある。この障害認定日は「障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から 1 年 6 カ月を過ぎた日」などと説明されている。

18) Yahoo!ニュース「『新型コロナワクチン副反応』加藤厚労大臣が“約束”した実態調査の内容とは?【チャント!大石邦彦が深掘り解説】」では、ワクチン接種後の体調不良について政府による調査が言及されている。

ケース 5

40代女性。コロナワクチン接種1分後に異常が発生した。接種の場にいた医師に対応されるも、十分な診察を受けられず、改めて一週間後に自ら病院へ行くこととなった。症状としては、足に力が入らない、左半身麻痺があり、その後、左足が動かず、それが全身に広がり、右腕しか動かせず、寝たきりとなる。不眠症も発生した。様々な疾患の疑いがあるとのことで病院にて診察、検査を受けるもなかなか確定診断を得るに至らなかった。病院をたらい回しにされる状況であった。県に対応してくれる病院について相談するも、なかなか病院を紹介してくれない状況であった。その後、県の方から病院の紹介の連絡があり、総合病院でもワクチン後遺症として診ないけど良いかと確認された。その病院では急性腎不全などと診断された。東京のワクチン後遺症を診てくれるクリニックに行き診察を受ける。そこでは腹部エコーで異常などが発見された。

治療についてであるが、まずはBスポット、グルタチオン点滴（ただし自由診療となる）などによるものであった。加えて、ビタミンを摂るためにサプリメントを摂取している。そして体に良いと思われるものを積極的に取り入れているなど、食生活の見直しをした。漢方薬も摂取している。医療費についてであるが、接種直後、いくつかの病院をたらい回しにされたわけではあるが、その際の検査でかかった費用は15万円くらいである。そして、現在の治療費は月に2万円程度という状況である。なお、ワクチン接種後の体調不良のために、収入が得られず、さらに医療費もかかるために、貯蓄が無くなってしまった状況である。しかしながら、介護施設で働いていたために、ワクチン接種は個人の判断とは言いながら、ワクチン接種はかなり強く職場では推進されていた状況である。

症状が出てから2年で復職したものの、現在でも症状が残っており、ワクチン接種前の体調に完全に戻っているわけではない。慢性疲労症候群や薬害アレルギーにより現在でも通院、治療を受けている状況である。力仕事で筋肉痛などが出るとその箇所が炎症を起こすなどがある。具体的にはしびれが出ることなどが現在でもあるとのことである。現在は介護の仕事に戻ることができた。

しかし、その介護の仕事においてワクチンの接種を強く勧められたが、ワクチン接種で一度強い炎症が起きたために、ワクチンの接種を拒み、その結果、退職することとなった。その退職後は、介護とは異なる職種で働いている。

ワクチン接種後、全く動けなくなったため、仕事はおろか家事もできなくなってしまった。子どもに世話をしてもらった状況であった。買い物にも行けない状況であった。傷病手当金を受給していたが、1年6ヵ月を経過する前に働くことができる状態となり、雇用保険からの給付を受け取ることができた。障害年金の申請を考えたこともあった。しかし、認められるかどうか分からない状況であり、さらに、たとえ申請してから認められるとしても認められるまで長い時間がかかることを考え、申請をしなかった。ワクチンの健康被害救済制度を利用したいと考えたが、接種直後の診察についてカルテの記載もないため、救済制度の申請が認められるのは難しいのではないかとということであった。

ワクチンによって健康を害して、働けなくなったなど困っている人が現在でもいる。それに対し、国の対応が遅く、このインタビューの人は県へ積極的に救済についての要望を上げている。

ケース 6

10代男性。中学生である。インタビューはご本人の母親に対して行った。2021年10月にファイザーのコロナワクチンを接種。2回目接種直後に副反応があったものの、その後軽快。しかしながら、1週間してから、体が重い感じ、倦怠感、頭痛、腹痛、下痢などに襲われる。2か月で10キロ体重が落ちる状況であった。

新学年になってから、一時期よりも体調は良くなった。しかしながら、5月のゴールデンウィーク当たりから、足がつたと学校より本人の体調不良について連絡があった。さらに、6月の授業中にて急激な胸痛で倒れそうな状況に陥った。その際に、レントゲンを撮っても気胸でもなく、異常が見られなかった。

ワクチン後遺症を診てくれる病院を探して、グルタチオン点滴などを受ける。しかしながら、自由診療であるため、費用負担が大きく、点滴1回当たり

9000 円の負担であった。これまでの医療費負担は 100 万円を超える位となっている。

グルタチオン点滴にてプレス機で押しつぶされるような体の倦怠感が楽になった。現在の症状としては、朝や労作後にひどくなる疼痛、体重減少、皮膚症状、脳疲労などがある。ワクチン接種直後、学校出席率は 5～6 割程度であったが、次第に出席できる日が増えてきており、2021 年 1 月～6 月では 8～9 割ほどであった。しかし、6 月～10 月ではゼロ、その後、2023 年 3 月までの間は 2～3 割、現在では 4～5 割程度である。完全に勉学に打ち込める状況にまでは戻っていない。インタビュー時は中学 3 年生であり、進路について考えなければならない状況となっている。

ワクチン後遺症に関しては、社会人にとっての問題だけではなく、学校に通う子どもにとっても大きな問題である。社会人にとっては、ワクチン接種で体調を崩して働けなくなってしまった場合に、生活を送るための収入をどのように確保するかという問題がある。そのような問題に対しては、社会保障制度の中の仕組みとして傷病手当金や障害年金などの仕組みがある。もちろん、そのような制度だけでは十分ではないと言えるだろう。しかし、学校に通う子どもにとっては、社会に出るための勉学の機会を奪われてしまうという問題がある。社会に出る前の準備期間での勉学の機会を奪われてしまうことで、社会人となってからの生活の問題などは想像できることである。

3. コロナ後遺症

ケース A

30 代男性。2022 年 3 月新型コロナウイルス感染。感染後、下痢、耳鳴り、関節痛、倦怠感などの症状が継続し、現在まで仕事ができない状況である。なお、この人については、Zoom やスカイプなどのやり取りが体調の関係で困難であり、メールでのやり取りで色々のご回答頂いた。

現在、就労による収入はなしであり、配偶者控除の範囲でパートナーの就労収入がある程度である。そして、コロナ後遺症により、傷病手当金の給付を受けており、月額 15 万円程度である。毎月の生活費は 27 万円程度であり、世

帯の就労収入と傷病手当金だけでは毎月の生活を賄いきれず、貯蓄を毎月 8 万円程度取り崩していた。しかし現在、貯蓄は無くなり、また、消費者金融から 100 万円借りている状況である。さらに社会福祉協議会の貸付制度を利用している。¹⁹⁾ 現在は保険を解約しており、生活費は 20 万円程度まで減少している。毎月の医療費は 1 万円程度である。資金に余裕がないため、自由診療は受けていない。

なお、このインタビューの人は、コロナウイルスに感染し、長引くコロナ後遺症で働けなくなった当初は、就業が不能になった場合に給付が受けられる就業不能特約のついた生命保険に加入していた。就労ができず、就労収入が入ってこない際に、一定の条件を満たせば、保険給付を受けられるというものであった。しかしながら、その就業不能であるということで、その受給について申請すると、車を運転して通院（月に 1 度か 2 度、自宅から 5 分ほどの距離を運転）できるということは就労不能には当たらず、就労不能による給付を受けられないと生命保険会社によって判断されたのである。そして、先ほども述べたように、その決定後、全ての保険商品を解約した。

この人が望む公的支援は次の通りである。まず、コロナ後遺症や難病などで困っている人の医療費免除、そして、生活保護制度を利用するための条件の緩和である。生活保護制度が利用しやすいものであれば、医療費についても医療扶助という形で医療サービスを受けることができる。他に望む制度としては、子どもの学費免除などである。子どもの教育費については、就学援助制度、高等学校就学支援金、高等教育の修学支援新制度などがあるが、利用しやすい形になっているかどうか検討が必要であると言えるだろう。²⁰⁾

4. まとめ

本稿はコロナワクチン接種後に長期的な体調不良となってしまった人（コ

19) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会「福祉の資金（貸付制度）」によると、新型コロナウイルス感染症に関する特例貸付が行われていた。（現在は終了している。）

20) 文部科学省「就学援助制度について（就学援助ポータルサイト）」、文部科学省「高校生等への修学支援」、文部科学省「高等教育の修学支援新制度」参照。

コロナワクチン後遺症)、コロナウイルス感染後に長期的な体調不良となってしまう人(コロナ後遺症)にそれぞれ6人、1人とインタビューを行い、そのインタビューでのやり取りをまとめたものである。そのインタビューでのやり取りを通じて、コロナワクチン後遺症とコロナ後遺症の生活の状況が明らかにされた。日常生活に制約があり、働いて収入を得ることも難しい状況に陥っている。そのような状況に対して、社会保障制度では傷病手当金などがあるが、傷病手当金は期間が限定されている。障害年金などの利用も視野に入ってくるだろう。しかし障害年金については認定される障害の大きさによって金額も変わってくるし、即座に給付を得られるものでもない。ワクチンによる健康被害救済制度による医療費などの請求も審査が滞っている状況である。このような後遺症の問題は長期化すると考えられ、その後遺症となった人の生活については大きな問題となっている。このような問題に対し、利用しやすい形に社会保障制度を整える必要があると考えられる。

参考文献

青森県「障害支援区分について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/shougai-teido-kubunn.html> (2023年8月12日参照)

医療法人財団 明理会 東戸塚記念病院「CV ポート・PICC とは」

https://www.higashi-totsuka.com/clinical_dept/urology/cvport_picc/cvport_picc-02.html (2023年8月12日参照)

大阪市「身体障がい者手帳」

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007734.html> (2023年8月12日参照)

厚生労働省「自立支援医療制度の概要」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsu/gaiyo.html (2023年8月12日参照)

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html> (2023年8月20日参照)

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関する Q&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kouisyuu_qa.html（2023 年 8 月 20 日参照）

厚生労働省「新型コロナワクチン Q&A」

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0170.html>（2023 年 8 月 12 日参照）

厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuuusai.html（2023 年 8 月 12 日参照）

神戸市「障害福祉サービスの利用負担」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kenko/handicap/sougoushienhou/riyousyahutan.html>（2023 年 8 月 12 日参照）

神戸市「福祉有償運送」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a38463/kenko/handicap/zaitakufukushi/koutsuukikan/unsou1/index.html>（2023 年 8 月 12 日参照）

サンテレビニュース「『ワクチン後遺症』の記事一覧（3 件）」

<https://sun-tv.co.jp/suntvnews/tag/%E3%83%AF%E3%82%AF%E3%83%81%E3%83%B3%E5%BE%8C%E9%81%BA%E7%97%87/>（2023 年 8 月 12 日参照）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「福祉の資金（貸付制度）」

<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html#linkj01>（2023 年 8 月 12 日参照）

全国健康保険協会（協会けんぽ）「傷病手当金について」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g6/cat620/r307/#q6>（2023 年 8 月 12 日参照）

全国健康保険協会（協会けんぽ）「病気やケガで会社を休んだとき（傷病手当金）」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3040/r139/>（2023 年 8 月 12 日参照）

日本年金機構「障害年金」

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyushougainenkin/jukyuyoken/20150401-01.html>（2023 年 8 月 12 日参照）

日本年金機構「障害年金の制度」

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyushougainenkin/index.html>（2023 年 8 月 12 日参照）

ファストドクター「在宅診療（往診・訪問診療）の保険費用について解説」<https://fastdoctor.jp/%E8%A8%AA%E5%95%8F%E8%A8%BA%E7%99%82%EF%BC>

%88%E5%BE%80%E8%A8%BA%EF%BC%89%E3%81%AE%E8%B2%BB
%E7%94%A8%E3%81%AF%E4%BF%9D%E9%99%BA%E9%81%A9%E7
%94%A8%E3%81%8B%EF%BC%9F/#J03 (2023年8月12日参照)

文部科学省「高校生等への修学支援」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm (2023年8月12日参照)

文部科学省「高等教育の修学支援新制度」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm (2023年8月12日参照)

文部科学省「就学援助制度について（就学援助ポータルサイト）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm (2023年8月12日参照)

Yahoo!ニュース「新型コロナワクチン健康被害 過去45年間全てのワクチン被害認定件数を超える/兵庫県」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/7957981ef887d39004c7bdeffc1e1459212dfef0> (2023年8月3日参照)

Yahoo!ニュース「『新型コロナワクチン副反応』加藤厚労大臣が“約束”した実態調査の内容とは？【チャント!大石邦彦が深掘り解説】」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/72784dade0594c0bc399a88177a7a22c482fdb2e> (2023年8月12日参照)